

議案第59号

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 9 月 18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。